

# おしらせHOTコーナー

## 健診結果の提供にご協力ください!

八潮市国民健康保険に加入している40歳以上の方で健診結果を提供していただくと、

- ①健診結果が一定の要件に該当する方は、無料で市の特定保健指導が利用できます。
- ②人間ドックを受けた場合は、一定の条件を満たしていると、申請いただくことで費用の一部に対して補助金が受けられます。

人間ドックへの補助金は以下の全てに該当の方が対象です。

- ・今年度特定健診を受診しない
- ・今年度健康診査補助金を利用しない
- ・今年度人間ドック補助金を受けていない
- ・国保税・市税を滞納していない
- ・40歳以上の国保加入者(受診日時点加入歴1年以上)



※結果提供については、特定健診の受診券に同封した封筒で送付できます。

問国保年金課 ☎214

## 中小企業不況対策融資制度のご案内

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。

問商工観光課 ☎479

### ◆対象(次のすべてに該当する方)

- ▼最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前もしくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ前年同期に比べて5パーセント以上減少している方
- ▼市内で1年以上事業を営んでいる方
- ▼期限の到来している市税を完納している方

◆限度額 1,000万円(運転資金)

◆償還期間 10年以内(据え置き1年以内含む)

◆利率 1.2パーセント

◆信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助

◆保証人 個人は不要、法人は保証協会の定めるところによる

◆担保 必要に応じて求める

申事前に金融機関に相談のうえ、5月15日から令和3年1月29日までに、

商工観光課(☎479) 窓口へ

※予算枠に達し次第締め切り

## 法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

### 離婚手続き

#### 質問

私は、10年前に夫と結婚しました。しかし、夫との口論が増えたことをきっかけに、現在では別居しており、離婚を考えています。

そこで、夫に離婚を切り出し、用意しておいた離婚届への署名・押印を夫に求めたところ、離婚届を破られてしまいました。

私は、どうすれば離婚できるのでしょうか。

#### 回答

離婚手続きは、基本的に、①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚と検討することになります。

まず、①の協議離婚は、互いに合意して離婚届を提出することで離婚できます。しかし、相手が離婚に応じない場合、家庭裁判所で行われる②③の手続きを利用しなければ離婚することはできません。したがって、質問者の方は、今後家庭裁判所での手続きを検討する必要があります。

②の調停離婚は、家庭裁判所での調停という手続きを経て離婚するものです。調停とは、裁判所を介した話し合いであり、原則的に相手と対面せずにすることができます。もっとも、これも話し合いである以上、相手が離婚に応じない場合、②でも離婚することはできず、③に移行するしかありません。

③の裁判離婚では、裁判官が当事者の言い分を聞き、法律上の「離婚原因」があると判断されれば、相手が離婚に応じる意思がなくても、離婚が認められます。

離婚原因は、法律上、不貞行為などが明示されていますが、それ以外にも別居期間の長さや夫婦生活の実態から認められることもあります。逆に、離婚原因が認められない場合、残念ながら、離婚することはできません。

離婚を考える際には、このように、相手が応じない場合に離婚が認められるかという問題を前提として検討しておく必要があります。また、特に未成年の子どもがいる場合には離婚の可否も含め、検討事項が増えます。離婚をお考えの場合には、まずは弁護士に今後の見込みについて相談されることをおすすめします。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 石川智也(弁護士)

## ふれあい福祉コーナー

### 生活に困ったら、

### 1人で抱え込まず相談してください

失業、病気やケガなどにより働けなくなったり、世帯の主な働き手が死亡したりして、生活に困ったら、1人で抱え込まず、ご相談ください。

#### ①生活困窮者自立支援制度

市では、「生活困窮者自立相談支援窓口」を開設しています。この制度は、生活保護に至る前の段階で、現に生活に困っている方に対し、相談支援などを行い自立の促進を図ることを目的としています。

#### 支援内容

##### ▼自立相談支援事業

現に生活に困窮している方に対し

て、支援員が就労プランを作成したり、他機関、他制度の紹介など、生活の安定に向けた支援をしたりします。

#### ▼住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った、または失うおそれがある方に対して一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。

※支給については一定の要件があります。

#### ▼就労準備支援事業

ただちに就労することが困難な方に対して、健康状態などを確認し、今後の就労について相談者と一緒を考え、就職活動に向けた準備などの支援をします。

#### ▼家計改善支援事業

収入と支出のバランスがとれないなど、家計に問題を抱える方に対して、家計の問題を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出し、自ら家計管理ができるよう支援します。

#### ②生活保護制度

生活保護法に基づいて行われ、自立して生活することが困難になった方に対して、最低限度の生活を保障し、1日も早く自立できるように支援する制度です。また、生活保護を受けられるかどうか、どのような扶助がどの程度受けられるかについては、個々の世帯によって異なります。そのため、具体的な個々の状況確認が必要となりますので、社会福祉課にご相談ください。

問①生活困窮者自立相談支援専用 ☎949-6317 ②生活保護についての相談 ☎社会福祉課 ☎245

## 行ってみたいな

## となりまち



近隣4市1町のイベント情報をお知らせしている、「行ってみたいなとなりまち」のコーナーは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今月号から当面の間、休止とします。最新情報は、各市町のホームページをご確認ください。

令和元年度の資料貸出ランキングを紹介いたします。

■一般書

1位「蜜蜂と遠雷」 恩田陸 著

2位「沈黙のパレード」 東野圭吾 著

3位「かがみの孤城」 辻村深月 著

4位「未来」 湊かなえ 著

5位「危険なビーナス」 東野圭吾 著

■児童書

1位「かいけつゾロリ」シリーズ 原ゆたか さく・え

2位「おしりたんてい みはらしのかいじけん」 トロル さく・え

3位「のりものおぼけずかん」 斉藤洋 作

■絵本

1位「しろくまちゃんほっとけーき」 わかやまけん え

2位「ぐりとぐら」 中川李枝子 さく

3位「へんしんとびぼこ」 あきやま ただし 作・絵

■6月の上映会の日

○八條図書館

▼児童向け 7日(日) 午前11時、21日(日) 午後2時、▼一般向け 14日(日)・28日(日) 午後2時、

○八幡図書館

▼児童向け 14日(日)・28日(日) 午後2時、

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■6月の休館日

八幡・八條図書館 毎週月曜日

駅前出張所図書窓口 毎週土・日曜日

八幡 ☎995-6215

八條 ☎994-5500

令和元年度の資料貸出ランキングを紹介いたします。

■一般書

1位「蜜蜂と遠雷」 恩田陸 著

2位「沈黙のパレード」 東野圭吾 著

3位「かがみの孤城」 辻村深月 著

4位「未来」 湊かなえ 著

5位「危険なビーナス」 東野圭吾 著

■児童書

1位「かいけつゾロリ」シリーズ 原ゆたか さく・え

2位「おしりたんてい みはらしのかいじけん」 トロル さく・え

3位「のりものおぼけずかん」 斉藤洋 作

■絵本

1位「しろくまちゃんほっとけーき」 わかやまけん え

2位「ぐりとぐら」 中川李枝子 さく

3位「へんしんとびぼこ」 あきやま ただし 作・絵

■6月の上映会の日

○八條図書館

▼児童向け 7日(日) 午前11時、21日(日) 午後2時、▼一般向け 14日(日)・28日(日) 午後2時、

○八幡図書館

▼児童向け 14日(日)・28日(日) 午後2時、

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■6月の休館日

八幡・八條図書館 毎週月曜日

駅前出張所図書窓口 毎週土・日曜日